6 循環第1309号 令和7年1月24日

愛知県環境審議会 会長 榊 原 秀 訓 様

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県産業廃棄物税条例附則第9項の規定に基づく、 産業廃棄物税のあり方検討について (諮問)

愛知県産業廃棄物税条例(平成17年愛知県条例第7号)附則第9項の規定により、 同条例の規定について検討する必要がありますので、貴審議会の意見を求めます。

> 担当 環境局資源循環推進課 調整グループ 電話 052-954-6232 (ダイヤルイン)

愛知県では、産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用(3R)の促進、最終処分場の設置の促進その他適正な処理の推進を図り、循環型社会の実現に資することを目的として「愛知県産業廃棄物税条例」を制定し、2006年4月から施行しております。

この条例では、施行後5年ごとに「この条例の施行状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされていることから、2006年の施行から5年ごとに検討を行い、いずれも、税制度の枠組みを変えることなく、引き続き施行していくことが適当とされ、継続して税制度を実施しております。

このたび、前回検討から5年後となる2026年4月1日以降の産業廃棄物税の今後のあり方や有効な使途について検討する必要があるため、貴審議会の意見を求めるものです。

## ○産業廃棄物税制度の概要

## 1 概要

2006年4月に愛知県産業廃棄物税条例及び産業廃棄物適正処理基金条例を施行し、 産業廃棄物税を基金に積み立て、産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用(3 R)の促進、最終処分場の設置の促進、適正処理に関する施策に充当している。

- 2 納税者
  - 愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
- 3 税率
  - 最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円 (自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき500円)
- 4 課税方式

最終処分業者(特別徴収義務者)が排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、 県へ申告納入(自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、県へ直接申告納付)

5 産業廃棄物適正処理基金

使途の透明性を確保するとともに、複数年度にわたる計画的・効果的な施策実施のため、税収から徴税費(7%)を除いた額を「産業廃棄物適正処理基金」として積み立てたうえ、この基金から事業に充当している。